

報告第6号

三次市史跡寺町廃寺跡整備検討委員会設置要綱の制定について

三次市史跡寺町廃寺跡整備検討委員会設置要綱を制定したため、別紙のとおり報告します。

令和7年6月26日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会告示第17号

三次市史跡寺町廃寺跡整備検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年6月12日

三次市教育委員会

教育長 迫田 隆 範



三次市史跡寺町廃寺跡整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡寺町廃寺跡の保存、管理、整備、活用方法等について検討するため、三次市史跡寺町廃寺跡整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 史跡寺町廃寺跡の保存及び管理に関すること。
- (2) 史跡寺町廃寺跡の整備、活用方法等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、史跡寺町廃寺跡に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験等を有する者
- (2) 地域を代表する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、また、やむを得ず欠席するとき、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 委員会に5人以内のオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会に出席し、委員長の求めに応じて必要な意見を述べるものとする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、非公開とすることができる。

(1) 個人に関する情報を扱うとき。

(2) 公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。

(3) その他、公開に適さないと委員長が認めるとき。

(資料及び会議録の公開)

第9条 委員会の資料及び会議録は、原則として公開とする。ただし、委員長が前条各号に掲げる情報等が含まれると認めるときは、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月12日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

三次市史跡寺町廃寺跡整備検討委員会

1 史跡寺町廃寺整備事業について



史跡寺町廃寺跡を将来にわたって保存継承し、有効的に活用するための整備事業です。

令和7年度は、令和6年度に策定した整備基本計画の具体化に向けて、基本設計の策定を予定しています。(策定期間：1箇年)

2 整備検討委員会について

(1) 設置の理由（文化庁監修『史跡整備のてびき』より）

史跡整備では、地下に保存されている遺跡を地表面に復元することになります。従って、復元の精度と信頼性を高めるため、専門家等から成る整備検討委員会での審議を十分に踏まえる必要があります。

(2) 委員会構成の基本的な考え方

ア 整備の対象は古代寺院跡であるため、古代寺院研究及び造園学に精通した研究者を選定します。

イ 地元からの意見を踏まえるため、三次市市文化財保護委員会及び和田自治連合会から委員を選定します。

ウ 近年の動向として、観光資源への文化財の活用が期待され、史跡整備後の活用を見据え、みよしDMOから委員を選定します。

エ 国庫補助事業を活用した事業となるため、文化庁及び広島県教育委員会からの指導・助言を受けます。

策定委員	9人程度（考古学，古代史学，建築史学，造園学等）
オブザーバー	文化庁文化資源活用課 文化財調査官（整備部門） 広島県教育委員会管理部文化財課 職員
事務局	三次市教育委員会教育部 社会教育課

3 年間スケジュール（予定）

- ・ 委員会の実施回数（予定） = 3回程度
- ・ 令和7年度（事業内容） = 基本設計の策定

令和7年5～6月	↓	コンサルとの契約手続 等
8～9月		第1回整備検討委員会
11月下旬		第2回整備検討委員会
2月中～下旬	↓	第3回整備検討委員会

4 基本設計の主な目的

【目的】：整備基本計画の内容を検証し，史跡寺町廃寺跡整備事業の全体事業費（概算）を算出する。

→新たに内容を設定するわけではなく，原則，整備基本計画の内容をベースに，市の財政状況を踏まえた実現可能な仕様を決定する。

※ 整備基本計画の内容の検証

内 容 … 整備基本計画時に複数案に分かれていた内容について，実現可能なものを最終的に決定。

【Ex. 造成の勾配，排水処理の動線，看板の数・設置場所，遺構表現】